

---

令和7年 第5回 9月（定例）中間市議会会議録（第3日）

令和7年9月5日（金曜日）

---

議事日程（第3号）

令和7年9月5日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 第39号議案 令和7年度中間市一般会計補正予算（第4号）

（日程第2 委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 3 第49号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市さくらの里農産物直売所）

日程第 4 第50号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市民図書館）

日程第 5 第51号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市体育文化センター外7施設）

日程第 6 第52号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市市民会館）  
（日程第3～日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 7 認定第1号 令和6年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第2号 令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第3号 令和6年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第4号 令和6年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第5号 令和6年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第6号 令和6年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第7号 令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第8号 令和6年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第15 認定第9号 令和6年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

（日程第7～日程第15 質疑・委員会付託）

日程第 1 6	第 4 0 号議案	令和 7 年度中間市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 1 7	第 4 1 号議案	令和 7 年度中間市一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 1 8	第 4 2 号議案	令和 7 年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
日程第 1 9	第 4 3 号議案	令和 7 年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 0	第 4 4 号議案	令和 7 年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 1	第 4 5 号議案	令和 7 年度中間市水道事業会計補正予算（第 1 号） (日程第 1 6 ~ 日程第 2 1 質疑・委員会付託)
日程第 2 2	第 4 6 号議案	中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 3	第 4 7 号議案	中間市消防団条例及び中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 (日程第 2 2 ・ 日程第 2 3 質疑・委員会付託)
日程第 2 4	第 4 8 号議案	中間市立小中学校学習者用端末の購入について (日程第 2 4 質疑・委員会付託)
日程第 2 5	会議録署名議員の指名	

---

#### 本日の会議に付した事件

#### 議事日程のとおり

---

#### 出席議員（16名）

1 番	植本 種實君	2 番	堀田 克也君
3 番	小林 信一君	4 番	田口 善大君
5 番	原 舞君	6 番	森上 晋平君
7 番	田口 澄雄君	8 番	掛田るみ子君
9 番	阿部伊知雄君	10 番	原口 佳三君
11 番	迫田 隆太君	12 番	大和 永治君
13 番	柴田 広辯君	14 番	大村 秀三君
15 番	下川 俊秀君	16 番	中野 勝寛君

---

#### 欠席議員（0名）

---

#### 欠 員（0名）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	福田 浩君	副市長	田代 謙介君
教育長	藏元 洋一君	総務部長	後藤 謙治君
総務部参事	持田 将一君	未来創造部長	井上 篤君
未来創造部参事	熊谷憲一郎君	市民部長	志垣 憲一君
保健福祉部長	冷牟田 均君	保健福祉部参事	岩切 伸一君
教育部長	清水 秀一君	建設産業部長	白石 和也君
環境上下水道部長			亀井 誠君
消防長	波多野暢俊君	総務課長	久野 朋博君
企画課長	佐野 耕二君	生活支援課長	岩佐 剛君
こども未来課長	松原 邦加君	健やか育成課長	大内 智二君
福祉支援課長	山本 竜男君	都市計画課長	江藤 新悟君
農業政策課長	宮崎 泰司君	環境保全課長	岡 和訓君

---

### 事務局出席職員職氏名

事務局長	北原 鉄也君	書記	熊谷 浩二君
書記	山本 和美君	書記	黒川美寿穂君

---



一 舟安 質 問 (令和7年第5回中間市議会定例会)

令和7年9月5日

NO. 7

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
掛田るみ子	<p><b>1. 5歳児健診と健診後の支援について</b>          今年度から、5歳児健診が始まり、子どもの発達支援の充実が図られるものと期待しています。5歳児健診の目的と健診の状況、健診を受けた後の支援などについて伺います。</p> <p>(1) 5歳児健診の目的と内容について          (2) 健診の状況について          (3) 健診後の支援はどのように行われるのか</p>	市長 教育長 担当部課長
	<p><b>2. 野良猫対策について</b>          昨年11月「中間市ワンヘルス推進宣言」を行い、本年3月広報なかまでは、「猫と人の共生を目指して」と題し、地域猫活動の進め方が紹介されました。地域猫活動の現状と課題、野良猫の数を減らすためのTNRについて伺います。</p> <p>(1) 地域猫活動の申請状況について          (2) 地域猫活動の申請要綱について          (3) 地域猫活動の予算について          (4) 環境保全のためのTNR費用の在り方について</p>	市長 担当部課長
田口澄雄	<p><b>1. 学校給食費の無償化について</b>          学校給食費の無償化については、近隣自治体でも進んでいますし、来年度からは、国も動き出します。また、1期目の市長公約でもありますので、小中学校の完全給食無償化を早急に実施することについて、市長の見解を伺います。</p> <p><b>2. 加齢性難聴者のための補聴器購入に係る市独自の助成制度について</b>          昨年度の9月議会で公明党議員からも質問があり、窓口への対応と新たな購入助成制度を求める意見がありました。前向きに検討するという答弁でしたが、その後の進展を伺います。</p> <p><b>3. エアコンの購入助成について</b>          異常気象で、長期にわたる猛暑がくり返されています。          こうした中で、エアコンの未設置の世帯や、故障して新たな購入が求められる世帯では、もはや我慢の限界を超えた状況が起こっています。          こうしたことから、東京都足立区などでは、障がい者世帯や低所得世帯に対する購入補助制度を行っています。          市民の命と暮らしを守るのは、自治体の重要な責務です。エアコン購入補助制度の実施について、市の見解を求めます。</p>	市長 担当部課長 市長 担当部課長 市長 担当部課長

一 舟安 質 問 (令和7年第5回中間市議会定例会)

令和7年9月5日

N.O. 8

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
原 口 佳 三	<p><b>1. 中間市の学童保育の実態について</b></p> <p>学童保育は、子供の健全な育成、保護者の子育てと仕事の両立支援、生活の安定、学習習慣の定着、安全・安心な環境の提供、異年齢交流の促進、地域との連携などを目的とされています。</p> <p>(1) 中間市の学童保育の実態を伺います。</p> <p>(2) 保護者の方は仕事が終わってもすぐには帰れず、残業になる事もあります。そんなときに、延長して預かることが出来るようにならないのか伺います。</p> <p>(3) 現在、学童保育を利用しているのは4年生までの児童が主と伺っていますが、6年生まで預かることは可能なのか伺います。</p>	市 長 担当部課長
	<p><b>2. 住宅地の庭木について</b></p> <p>住宅地の庭木が大きく成長し近隣に迷惑をかけている状況が見受けられます。考えられるのは、空き家で手入れがされていない、高齢で自分で出来なくなつたなどが考えられます。</p> <p>(1) 中間市はこの状況を把握し、対策を考えているか伺います。</p> <p>(2) 庭木が電線に当たっているのを見たことがありますか、危険性はないのか伺います。</p>	市 長 担当部課長

## 議案の委員会付託表

令和 7 年 9 月 5 日  
第 5 回中間市議会定例会

議案番号	件 名	付託委員会
認定第1号	令和6年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について	別表3
認定第2号	令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について	市民厚生
認定第3号	令和6年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第4号	令和6年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業消防
認定第5号	令和6年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について	総合政策
認定第6号	令和6年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第7号	令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	市民厚生
認定第8号	令和6年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	
認定第9号	令和6年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	産業消防
第40号議案	令和7年度中間市一般会計補正予算（第5号）	別表4
第41号議案	令和7年度中間市一般会計補正予算（第6号）	別表6
第42号議案	令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）	
第43号議案	令和7年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	市民厚生
第44号議案	令和7年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
第45号議案	令和7年度中間市水道事業会計補正予算（第1号）	産業消防
第46号議案	中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	総合政策
第47号議案	中間市消防団条例及び中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	産業消防
第48号議案	中間市立小中学校学習者用端末の購入について	総合政策

別表3

## 令和6年度中間市一般会計歳入歳出決算

## 歳 入

款 別	付 託 事 項	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

## 歳 出

款 別	款 名	項 別	付託委員会
1	議 会 費	全 項	
2	総 務 費	全 項 (他の所管に係る分を除く) 1項5目・6目・8目の一部、1項13目、1項14目、1項15目の一部 1項1目・5目の一部、1項15目の一部、2項1目の一部、2項2目、3項1目の一部	総合政策 産業消防 市民厚生
3	民 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く) 1項1目・3目の一部、1項13目、2項1目・4目・6目の一部、3項1目の一部	総合政策
4	衛 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く) 1項1目の一部、2項1目の一部、3項1目 <sup>1</sup> 1項1目・2目の一部、1項4目、2項1目の一部	市民厚生 総合政策 産業消防
5	労 働 費	全 項	
6	農林水産業費	全 項 (他の所管に係る分を除く) 1項2目・4目の一部、2項2目	総合政策
7	商 工 費	全 項 (他の所管に係る分を除く) 1項1目・4目の一部	産業消防 総合政策
8	土 木 費	全 項 (他の所管に係る分を除く) 1項1目の一部、2項3目の一部、4項1目・2目の一部、5項1目の一部	産業消防 総合政策
9	消 防 費	全 項 (他の所管に係る分を除く) 1項1目・3目の一部、1項4目	産業消防 総合政策
10	教 育 費	全 項	
11	災害復旧費	全 項	産業消防
12	公 債 費	全 項	
13	予 備 費	全 項	総合政策

別表 4

令和7年度中間市一般会計補正予算（第5号）

条	付 託 事 項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	別表5
第2条	第2表 継続費	総合政策
第3条	第3表 債務負担行為補正	産業消防
第4条	第4表 地方債補正	各委員会

別表 5

歳 入

款 別	付 託 事 項	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

款 別	款 名	項 別	付託委員会
2	総務費	全 項（他の所管に係る部分を除く）	総合政策
		1項13目	産業消防
		3項1目	市民厚生
3	民生費	全 項（他の所管に係る部分を除く）	
		1項1目・3目の一部、2項4目	総合政策
4	衛生費	全 項（他の所管に係る部分を除く）	市民厚生
		1項4目、2項1目	産業消防
6	農林水産業費	全 項	
7	商工費	全 項	
9	消防費	全 項	総合政策
10	教育費	全 項	

別表 6

令和7年度中間市一般会計補正予算（第6号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	別表7

別表 7

歳 入

款別	款名	項目別	付託委員会
14	国庫支出金	全項目	市民厚生
15	県支出金	全項目	

歳 出

款別	款名	項目別	付託委員会
2	総務費	全項目	総合政策
3	民生費	全項目	市民厚生

午前10時00分開議

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第1. 一般質問

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第1、一般質問に入ります。あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、掛田るみ子議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。改選後初の一般質問になります。よろしくお願ひいたします。

昨年3月議会に発達障がい支援について質問し、5歳児健診の導入を求めました。発達の特性を見過ごされたまま小学生になり、生活や学習のつまずきなどから自尊感情を損ね、不登校や問題行動につながるケースが指摘されています。発達障がいは早期発見、早期療育が重要であるものの、3歳児健診ではグレーゾーンの発見は難しく、社会性が育つ年齢である5歳児での健診が有効であると言われています。

今年度、中間市でも5歳児健診が始まりました。執行部の皆様、尽力してくださった担当課の職員を始め、関係者の皆様に感謝申し上げます。子どもの発達支援のさらなる充実が図られ、子どもたち一人一人の健やかな成長が守られるようにとの思いで質問させていただきます。

それでは、改めまして、5歳児健診の目的と内容について伺います。

○議長（中野 勝寛君）

大内健やか育成課長。

○健やか育成課長（大内 智二君）

5歳児健診は、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的としています。また、この時期は小学校入学を見据えて必要な準備をしていく大切な時期であり、保護者や保育所、幼稚園、認定こども園の先生とともに、子どもについて心配に思っている気づきを支援につなげ、よりスムーズな小学校生活をスタートできることを目的として実施するものです。

健診の内容としましては、身体計測、保健師による問診、医師の診察のほか、子どもの

生活課題及び保護者の育児不安に応じて、保健師、心理士等による専門相談が行われています。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

5歳児健診は、スムーズな小学校生活のスタートを目的とした事業であるということです。公明党は、発達に特性のある子どもの育ちを守るため、5歳児健診を推進してきました。今年度から国の補助金がつくようになりましたが、福岡県下の実施状況についてお伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

大内健やか育成課長。

○健やか育成課長（大内 智二君）

福岡県下の5歳児健診の実施状況につきましては、令和7年4月1日時点で60市町村中8市町が実施しております。実施市町は、本市のほか、大野城市、宗像市、水巻町、香春町、添田町、糸田町、吉富町でございます。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

福岡県で実施している自治体は、まだ3市5町ということです。先行実施してくださったことに感謝いたします。中間市は早い時期から療育に力を入れてただけに、今後の取組に期待しております。

それでは、健診の実施状況について伺います。

○議長（中野 勝寛君）

大内健やか育成課長。

○健やか育成課長（大内 智二君）

本市の5歳児健診は、令和7年度から中間市総合会館において集団健診として年8回の実施を予定いたしております。今年度の対象者は、令和2年4月2日生まれから令和3年4月1日までの252名となっており、既に3回の健診を実施いたしまして、受診者数は24名でございます。

健診の流れとしましては、事前に保護者宛てに二次元バーコード付きの事前質問票「5歳児チェックリスト」を郵送し、保護者にスマートフォンなどでチェックリストに回答していただき、その内容をもとに対象児を抽出の上、健診の案内通知を郵送しております。

また、保護者の了承のもと、対象児が通う保育所、幼稚園、認定こども園等において、対象児の生活状況や課題を事前に把握し、健診時や健診後の支援が適切に行われるよう調

整を行っております。

健診当日は、身体計測、視覚スクリーニング検査、保健師の問診、保育士による集団遊びの観察、小児科医による心身の発育・発達、生活習慣等に関する診察、子どもの生活課題及び保護者の育児不安に応じて保健師、管理栄養士、保育士、心理士、スクールソーシャルワーカー等の多職種による専門相談を行っております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

集団遊びの観察やスクールソーシャルワーカーの配置などが3歳児健診と大きく違うことがわかりました。スマホで回答してもらったチェックリストから抽出した人は受診済みとのことですですが、関心が薄くチェックリストに回答しない、若しくは対象者であっても健診にこない方への対応はどうするのか伺います。

○議長（中野 勝寛君）

大内健やか育成課長。

○健やか育成課長（大内 智二君）

5歳児健診開始に当たりましては、保育所、幼稚園、認定こども園等関係機関に対して、健診方法や健診後のフォローバック等について事前に周知を行っており、健診対象児のうち発達等に課題を抱える園児については、保護者に健診受診勧奨をしていただくようお願いしております。

今後も、発達等に課題を抱える子どもが適切に5歳児健診を受診できるよう、保育所、幼稚園、認定こども園等と連携を強化し支援してまいります。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

健診漏れに備え、常に保育の現場の先生に要請しているそうで、ありがとうございます。

さて、5歳児健診で支援を受けた子どもの95%以上が通常学級に入学したと、こども家庭庁の研修資料にありました。中間市ではどのような支援を行っているのか伺います。

○議長（中野 勝寛君）

大内健やか育成課長。

○健やか育成課長（大内 智二君）

健診終了後にカンファレンスを行い、一人一人の健診状況を振り返り、発達や生活課題、保護者の育児不安等の情報を健診スタッフ全員で共有しております。健診後の支援体制としましては、保健師による相談や心理士による発達相談、就学相談などの支援のほか、必要に応じて専門医療機関や児童発達支援施設等の専門機関につなぎ、発達状況に合わせた

支援を行っております。

今後も子どもが就学後の生活に適応できるよう、子どもの発達に合わせた地域でのフォローアップ体制の整備に努めてまいります。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

これまでの実績もあり、カンファレンスを初め、支援体制は整っていると理解しています。中間市は、健診後のフォロー教室をいち早く立ち上げたと伺っています。3歳児健診のちゅうりっぷ教室のような支援のための教室を作るお考えはありますか。

○議長（中野 勝寛君）

大内健やか育成課長。

○健やか育成課長（大内 智二君）

5歳児健診後の支援の場としましては、臨床心理士による個別の発達相談を年16回実施予定でございます。発達相談では、子どもの発達課題に応じた療育相談及び療育支援を行い、保護者の了承のもと、相談結果を保育所、幼稚園、認定こども園と共有し、今後の就学に向けて子どもが集団生活に適応できるようサポート体制を調整していきます。小集団教室の実施については、今後も必要に応じて検討してまいります。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

きめ細やかに支援していただいている体制ができていることがわかりました。フォロー教室については、次年度に向けて協議していただければと思います。

さて、令和6年度のこども家庭庁の研修資料で興味深いものを見つけました。5歳児健診を早い時期から行っている大分県竹田市では、小学校の不登校が減少したとのデータです。紹介させていただきます。竹田市の人口は1万9,000人、平成19年から5歳児健診が始まり、今年で18年になります。全員参加型の集団健診で、受診率が90%以上、令和5年は年4回で約80人が受診したそうです。着目すべきは、健診の項目の一つに、「就学に向けて」と題しての講話があることです。特別支援コーディネーターは、学びの場所の種類、家庭における準備、一年生になって困るかもしれない行動などの話をする時間を設けています。発達が気になる子どもは、後日のフォロー相談会で専門家の発達支援につなぎますが、受診者の4割以上が保健指導や子育て相談、保育園や幼稚園、家庭への訪問などの支援を受けており、幅広い対応がなされています。発達に特性のある子どもだけでなく、5歳児全員が小学校入学に備えるための健診となっているのは、竹田市の5歳児健診の特徴です。長年の取組の成果として、軽度発達障害児の支援や就学に向けての支

援体制が整備されただけでなく、保健、医療、福祉、教育、小・中学校との連携が評価され、多職種が母子保健事業に関わるきっかけになったことなどが挙げられていました。

中間市の5歳児健診は少人数ですから、手厚い支援が期待できる反面、関心が薄い保護者の場合、支援につながらず見過ごされてしまうケースもあるのではないかと危惧します。健やか育成課は、保健師など専門職で専従している方が多いので職員のモチベーションも高く、中間市の母子保健事業を着実に前へ進めてくださっていると評価しています。中間市の5歳児健診が始まったばかりですが、毎年見直しを行い、フォロー教室や全員参加型方式についての検討もお願いいたします。

子どもの育ちを見守り支える中間市の母子保健事業が、竹田市のように小学校へも良い影響をもたらすことを期待し、質問を終わります。

次に、野良猫対策についての質問に移ります。令和5年6月議会ぶりの野良猫の質問です。よろしくお願いいたします。

猫の殺処分数がふえ続けることが問題となり、動物愛護法が改正され、動物愛護センターへの野良猫の受入れが厳しくなってから12年になります。以来、飼い主のいない猫、野良猫は大きな地域課題になりました。この間、中間市は野良猫に餌をやらないようにと注意をし続けてきました。しかし、無責任な餌やりはなくなりません。福岡県は予算を付け、不妊去勢した野良猫を地域で世話する地域猫活動を推奨してきました。しかし、中間市はこれまで積極的な推進をしていませんでした。

さて、昨年11月、中間市はワンヘルス宣言を行いました。ワンヘルスとは、人と動物の健康、環境の保全を一つの健康——ワンヘルスと捉え、一体的に守っていくという考え方で、福岡県が推進しているものです。広報なかま3月号では、ワンヘルス宣言を受け、猫と人の共生を目指してと題し、特集が組まれました。その中で、地域猫活動について紹介し、取組を呼びかけています。これは画期的なことで、中間市が野良猫の課題に踏み込んだ政策転換の大きな一歩であると高く評価しています。

それでは、現在の地域猫活動の申請の状況についてお伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

岡環境保全課長。

○環境保全課長（岡 和訓君）

本年度の現在までの申請件数は2件でございます。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

もう少し詳しく教えてもらえますでしょうか。2件の申請日はいつで、地域猫活動の登録決定通知が出たのかお伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

岡環境保全課長。

○環境保全課長（岡 和訓君）

1 グループ目の申請日が7月31日で、決定日は8月14日。2 グループ目は申請日が8月8日ですが、申請内容の確認に時間を要したことから、最終的な申請書の受理は8月26日で、決定日は9月4日でございます。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

8月14日に決定ということですが、既に通知書は送られているというふうに思っていますか。（「はい。」の声あり）

それぞれのグループが提出した書類の種類と枚数を教えてください。

○議長（中野 勝寛君）

岡環境保全課長。

○環境保全課長（岡 和訓君）

申請のための地域猫活動グループ登録申請書兼活動計画書に添付書類としまして、地域猫活動を行う活動員名簿、地域猫活動に係る猫管理表、誓約書、地域猫活動に係る土地の所有者の同意に係る報告書、地域猫活動に係る活動地域の自治会長の同意に係る報告書、活動拠点を示す地図、以上で合計7枚でございます。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

地域猫活動の申請書類が多くて、尻込みしたとの声が届いています。そこで、福岡県下、地域猫活動に取り組んでいる自治体5市6町の要綱を調べたところ、大半は1枚から2枚で、多いところでも4枚でした。中間市だけなぜ7枚もあるのでしょうか。

気づいたのは、他の自治体で1枚に集約されているものが分割されていることと、中間市独自の提出書類があるということです。例えば、自治会長の署名が必要な書類が2枚あります。一つは地域猫活動の説明を受けたというチェックリストの確認書、もう一つは地域猫活動を認めるという同意書になります。他の自治体は、自治会長の署名は1か所のみです。水巻町では、チェックリスト付きの合意書になっており、中間市の確認書と同意書の役割を1枚に集約させています。

それから、中間市独自の提出物に誓約書があります。誓約の内容は、暴力団ではないこと、登録した猫以外に餌をやらない、苦情は自分たちで処理することなど8項目もあります。地域課題に取り組もうとする市民に誓約書まで書かせるのは行き過ぎではないでしょ

うか。

ほかにも、餌やり、餌の片付け、トイレの世話の時間も何時何分まで記入させるなどとにかく細かい、また、土地の所有者の同意書が必要なのは古賀市と中間市のみです。

以上、説明が長くなりましたが、申請書類の種類も内容も中間市が一番厳しいことをご理解いただけたと思います。地域猫活動への支援より管理監督の側面が強すぎるのはないでしょうか。これでは市民のやる気をそいでしまうと思います。

地域猫活動をしてみようとする市民が尻込みする様子がないように、申請書類を見直し、簡素化するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

岡環境保全課長。

○環境保全課長（岡 和訓君）

ご指摘いただいた点を踏まえ、見直しを検討したいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

よろしくお願ひいたします。次に、要綱についてご説明下さい。

○議長（中野 勝寛君）

岡環境保全課長。

○環境保全課長（岡 和訓君）

中間市地域猫活動支援事業実施要綱につきましては、本市内における飼い主のいない猫の適正な管理を推進し、もって猫に起因する生活環境被害の軽減を図ることを目的として、地域猫活動を支援する中間市地域猫活動支援事業を実施することに必要な事項を定めております。

なお、要綱の内容につきましては、先進自治体の事例を参考とし、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所とも協議を行い、制定したものでございます。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

野良猫の適正管理と生活環境被害の軽減を目的とした地域猫活動を支援するために定めた要綱であるということです。

要綱の中で気になる点を説明したいと思います。第2条に定義が定めていますが、第2号の部分を読んでもらえますか。

○議長（中野 勝寛君）

岡環境保全課長。

○環境保全課長（岡 和訓君）

それでは、読ませていただきます。地域猫活動、環境美化の取組として対象地域の住民の合意の下で行われる次に掲げる活動であって、飼い主のいない猫に起因する生活環境被害を軽減させつつ飼い主のいない猫を将来的に対象地域からなくすためのものをいう。ア. 地域猫活動についての周知及び普及、イ. 地域活動に関する合意の形成、ウ. 地域猫の適正な管理、エ. 地域猫に起因する苦情の処理、オ. 不妊去勢手術を受けさせるための地域猫の保護、カ. 地域猫の新たな飼い主探し、キ. 飼い猫の適正な飼養についての普及及び啓発、以上でございます。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

定義とは、条文に使われている用語の意味を端的に示すものであると考えております。ア、イ、ウを細かく分けると書いて、細分というそうですが、細分のついている定義を見たのは初めてで、大変に違和感を覚えました。

地域猫活動の細分のうち、ア. 地域猫活動についての周知及び普及、キ. 飼い猫の適正な飼養についての普及及び啓発——地域猫ではなく飼い猫ですね。これは地域猫活動ではなく、中間市の環境保全を担う職員の仕事ではないでしょうか。

例えば、古賀市の地域猫活動の定義は、「地域猫を適正に管理する活動をいう。」と至ってシンプルです。また、飯塚市の定義は、「地域住民の合意を得た上で、飼い主のいない猫の過剰繁殖やふん尿等による被害を防止するため、地域住民のボランティアを中心とした活動グループが行う不妊去勢手術の実施や餌の管理、排せつ物の処理等の活動をいう。」となっています。定義に細分はいらないと思います。

次に、第6条、活動グループの責務が定められており、5項まであります。4項には、地域内での捨て猫の防止に努めること、5項には地域猫以外の猫が流入しないよう防止措置をすることを挙げています。そして、7条には禁止事項が定められ、新たな猫を故意に流入させること、地域猫以外に餌や水を与えることが挙げられています。福岡県下には、禁止行為を条文にしている自治体は一つもなく、活動グループの責務を条文にしているところは水巻町がありますが、水巻町の場合、計画どおりに実施すること、苦情や指導があったときは迅速な対応をすることなどで、中間市のような活動地域内に猫が捨てられることを防ぐとか、地域外から猫が入ってくるというのを防ぐための措置をするなどの責務はありません。このような無理難題を活動グループに課すのはいかがなものかと思います。

最後に、条文の数です。他の自治体の条文の数は10から13で、古賀市の16条が一番多いのですが、中間市の条文は飛び抜けて多く20条あります。念を入れて作られたの

でしょうが、残念ながら地域猫活動を進めたいという思いは伝わってきません。

活動を監視し、市の役割まで市民に押し付け、活動グループに苦情が出たときの報告義務はありますが、行政が関わらなくていいように苦情は自分たちで処理するとの誓約書まで提出されるという内容になっています。これが中間市の地域猫活動支援事業実施要綱かと思うと、本当に情けなくなります。直ちに要綱を作り直すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

岡環境保全課長。

○環境保全課長（岡 和訓君）

見直しの方向で検討したいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

市民の活動を支援するのにふさわしい要綱ができ上がることを期待しています。

それでは、一番大事な予算についてお伺いします。

○議長（中野 勝寛君）

岡環境保全課長。

○環境保全課長（岡 和訓君）

中間市地域猫活動支援事業補助金につきましては、令和7年度当初予算は骨格予算のため、上半期分としてオス・メス各5頭分として21万円を計上いたしております。

また、本定例会の第40号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第5号）において、下半期分としてオス・メス各5頭分として21万円を計上いたしておりますので、合わせますとオス・メス各10頭分で42万円の予算となっております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

オス・メス合わせて42万円で申請分の猫の不妊去勢費は足りるのでしょうか、伺います。

○議長（中野 勝寛君）

岡環境保全課長。

○環境保全課長（岡 和訓君）

令和7年度中に現在の24頭全ての手術を行う場合には、不足いたします。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

地域猫活動は、福岡県の補助事業であり2分の1は県の負担です。野良猫なので捕獲できないこともあるでしょうが、もし不妊去勢費が42万円を超えたときは、中間市の予算で補填してもらえるのか伺います。

○議長（中野 勝寛君）

亀井環境上下水道部長。

○環境上下水道部長（亀井 誠君）

今後、地域猫活動の登録人数がふえ、手術が必要な猫の頭数もふえることが予測されますことから、手術未実施の猫による過剰な繁殖防止のためにも、予算確保に向けて財政部局と協議を行ってまいりたいと思っております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

ご存じのように、地域猫活動は野良猫の数を減らしていくための活動であり、予算が足りないからと来年にまわせば、子猫が生まれ野良猫の数をふやすことになります。

市長、予算の確保をお願いできますか。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

市内に本当に多くの野良猫が生息しております、ふん尿や鳴き声などの苦情や相談が多数寄せられていること、私も把握しています。このような苦情相談を少しでも軽減するために、その地域猫活動によって、不妊去勢手術による過剰繁殖防止ですか、トイレの管理によるふん尿被害を軽減できるものと私も思っております。ですので、先ほどから議員がおっしゃるとおり、我々本市は、昨年11月にワンヘルス推進宣言を行ったわけでございます。ぜひとも、人と犬、猫、すべての動物、生き物です。それと共存できる社会を目指すために、積極的にこの施策を推進するという宣言をいたしましたので、ぜひとも予算措置に関しては、追加計上できるよう努めてまいります。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

前向きなご答弁をありがとうございます。市長が中間市ワンヘルス推進宣言を行ったことで、ようやく地域猫活動が始まり中間市の野良猫対策が動き出しました。ありがとうございます。

餌代など、猫の世話にかかる日常経費は自分たちが負担することになるにも関わらず申

請をしてくださった市民と、地域猫活動に理解を示してくださった自治会長をはじめ地域の皆様に感謝いたします。

さて、昨年NPO法人が中間市でTNR活動を行いました。TNRとは、野良猫を捕獲し、不妊去勢をして元の場所に戻すことです。春と秋合わせて139匹が手術を受けました。この活動は広報なかまにも掲載されましたが、その費用は寄附金で賄っており、職員の皆様も協力したと伺っております。ありがとうございます。

また、自費で野良猫の不妊去勢を行っている市民も多数おられます。地域猫活動と並行し、TNR活動を進めることができ野良猫の増殖を防ぐ早道です。ワンヘルス宣言を機に野良猫対策を自主的に行っている市民の活動も支援していただきたいと思います。予算確保のため、ふるさと納税寄附金の項目にワンヘルスを入れてはいかがでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

田代副市長。

○副市長（田代 謙介君）

ワンヘルスにつきましては、人の健康と動物の健康、環境の健全性を一体的に守ることで市民生活の安心と地域の持続可能性を高めるものであり、本市におきましても重要な指針であると十分認識をいたしております。

ふるさと納税の使途の活用は、市民の健康と地域経済の両立を図る上で大変意義深いものと考えております。早速、関係部局と協議を行い、ワンヘルスの取組をふるさと納税の新たな使途として位置づけるよう準備をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

前向きなご答弁をありがとうございます。改めて市長に伺います。野良猫はどこの自治体でも頭を痛めている課題です。ふん尿被害で悩む人が多く、近隣トラブルになったりしています。言うまでもありませんが、野良猫をふやさないことは、市民の生活環境を守る、猫が嫌いな人のための対策でもあります。4キロ四方のコンパクトな中間市だからこそ、本気で取り組めば、長年の課題を解決に導くことができるはずです。私は、福田市長の力でその道筋をつけていただきたいのです。

ワンヘルスの推進と位置づけ、中間市が野良猫対策のモデルになるような戦略的取組をすれば、町おこしもできるのではないかでしょうか。野良猫対策に対する市長の見解をお聞かせください。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

先ほどおっしゃっていましたモデル地区を目指すというよりも、地域猫活動をやっていただけの市民の皆様が中間市に生まれてきたいことが非常に大事であって、これを私たち行政が支援するというのは当たり前のことだと思っております。

先日、長崎市に行ったときに、同じような問題があつて、今や野良猫問題に関しては解決したと言われました。そういう地域の皆さんのが活動によって解決するまちになれるよう、我々一生懸命、行政と地域の方々と一緒にになって解決をし、それがモデル地区となるような、そういうふうなものを目指したいと思っております。

○議長（中野 勝寛君）

掛田議員。

○議員（8番 掛田るみ子君）

微力ではありますが、これからも市民の生活課題の改善に向け取り組んでまいる所存です。引き続き、よろしくお願ひいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

この際、5分間休憩いたします。

午前10時31分休憩

.....

午前10時32分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

田口澄雄議員。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

最初は学校給食費の無償化の問題です。国は、来年度からなるべく早い時期に実施する意向というのを示しています。いつかというのははっきりしないんですが、また全国的にも実施する自治体が急激に今ふえていますし、この中間市の近隣でも実施するという自治体が確実にふえています。あとは中間市としてどうするかという問題でありましたが、この問題については、私も前松下市長の時代から10回以上質問をやってまいりました。教育委員会は、財政的には財政課のほうに予算要求をし、市議会でもこれを実施すべきという意見書も可決をしています。これは国に対してですが。それと、市民から出されたいろんな要望についても、請願という形で可決をしています。

また、さきに行われた市長選挙では、現福田市長以外の3人についてはこのことに触れまして、大体実施をするような立場での公約がありました。何よりも一番問題なのは、福田市長の最初の市長選挙での出馬のときの選挙公約であったことあります。市長就任後

の最初の市議会で私も一般質問いたしました、市長のものすごいやる気の答弁が返ってまいりまして、これはもう実施も間近ではないかという期待を持ったんですが、だんだん質問をするたびにトーンが下がってまいりまして、いろいろと今度はできない理由っていうのを述べる場に変わって現在に至ってまいりました。

この問題では、この一般質問通告を出した後の9月の補正というのを見ましたら、10月からの実施という、そのことが予算には書かれています。そのことについての確認をしたいと思いますけれども、間違いはないでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

本市は現在、物価上昇に伴う負担増分につきまして、令和7年度前半では給食費の値上げ分に対する助成を実施しております、加えて今回の9月補正予算では、年度後半分の給食費の全額無償化をご提案させていただいているところでございます。

議員ご指摘のとおり、国においても学校給食費無償化に向けた取組みが進められているところではございます。その進捗を見極めながら、本市においても、決して無理のない範囲での政策の安定的な実施ということを目指しまして、今議員からの質問にありましたように、半年間この給食費無償化ということを着実に取り組んでまいります。

○議長（中野 勝寛君）

田口議員。

○議員（7番 田口 澄雄君）

無理のないと言われますけど、無理をしてでもやってほしいというのが本音ですね。視察研修で行きました兵庫県の——ちょっと今、市を忘れましたけど、そういうところではやはり優先的に予算を組んで、足りないときにはどうするかを後で考えるという、そういう説明もありましたけれども、そういう立場が私は必要というふうに思います。

それでも、これを実施するということであれば、これ以上いろいろ言うこともありますけれども、今、市民生活を見ますと、米の高騰あるいは各種食料品を始めとする物価高騰の中で、市民生活非常に大変です。こうしたときに、やはり自治体として心掛けるべきことは、こうした市民生活に寄り添ってこれを応援するという立場を進めることが大事だと思います。

中間市は、令和2年度からこうした市民生活をどちらかといえば二の次で、市の預貯金に当たる財政調整基金、全国的にも例のないペースでふやし続けてきました。全国でも大体標準財政規模の20%程度——10%から20%で抑えているときに、中間市は今70%の規模でこれをふやしています。今後の市の運営の基本としても、もっと市民生活に、生活そのものに配慮した財政運営に心がけていくべきではないかというふうに思います、

その点ではどうでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

近年の物価高騰は市民の皆様の暮らしに直結するものでございまして、その影響は非常に大きいものだと認識しております。本市におきましても、市民や事業者の皆様の負担軽減と影響緩和、これを図るためにプレミアム付き商品券の発行ですとか、学校給食費の緊急支援といった施策を実施しているほか、この9月補正予算においても拡充予算を計上するなど、市民生活の消費を下支えできるよう取り組んでいるところです。加えて、学用品など物品に関するソフト的な制度を含め見直しを行うことで、市民の皆様のご負担を少しでも軽減していく施策についても検討を進めているところです。

今後におきましても、各種財源を最大限活用しながら市民や事業者の皆様の負担を軽減し、生活を下支えするとともに地域経済の活性化につながるような施策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

田口議員。

○議員（7番 田口 澄雄君）

今まででは、市民生活のレベルアップを通じての地域経済の活性化という、そういう観点が非常に弱かったというふうに思います。大体、国民生活の6割は個人の消費ですから、そうしたところを温めてこそ、地域経済というのは循環が始まり活性化も起こるというふうに思うんですが、その辺の観点がどうもこの中間市見ていますと逆に動いているようにありますて、中間市の財政だけが非常に活性化をし、70億円もためながら、市民生活のほうはアップアップしているというのが実態じゃないかというふうに私は思っています。

今の市民生活を見ますと、新聞報道では9月からの食品の値上げっていうのが1,422品目に及ぶっていうふうに言われてますけれども、また、帝国データによりますと、今年に入ってからの値上げ品目は2万34品目、そういう多大な品目にも及び、国民生活に今本当に大きな困難性をもたらしています。中間市でもやはり全国的なこういう傾向と同様だと思います。今の答弁にもありましたように、地域経済の活性化と何よりも市民生活の下支えという観点から、思い切ったそこに対する財政支出が私は必要だと思います。

それと同時に、市の予算の問題がありますので、学校給食の質の低下にならないような、こうした十分な予算を確保して、この学校給食の運営には努めてほしいと思います。そのことは要望いたしまして、次の質問に移ります。

次の質問ですけれども、高齢者の加齢性難聴に対する補聴器の購入の補助金の問題であります。この難聴者に対する対応につきましては、昨年9月議会で公明党の掛田議員から

も質問があり、市役所の窓口については軟骨伝導イヤホンの配置という提案でありまして、担当課と同時に市長のほうからも積極的な対応についての答弁がありましたけれども、これについてはその後どういうふうになったでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

山本福祉支援課長。

○福祉支援課長（山本 竜男君）

耳が聴こえづらい市民の方との窓口対応では、大きな声で話すことで個人情報が漏れることを防ぐために、軟骨伝導イヤホンの導入が有効な手法として前向きに検討することとし、現在は、市民課、福祉支援課、介護保険課の窓口に各1台ずつ配置しているところでございます。

○議長（中野 勝寛君）

田口議員。

○議員（7番 田口 澄雄君）

それと、そのときの答弁、インターネットで見たんですけど、助成制度についても前向きに検討してまいりますという市長答弁もありました。これは、軟骨伝導イヤホンの購入に限ったような助成というように今聞こえましたけれども、こうした助成制度については、もっと幅を広げて難聴全般に対する幅の広い対応というのを求めるといいます。

全日本年金者組合の今年7月17日時点の調査によりますと、全国的には43都道府県473自治体での補聴器購入補助の実施と今はなっています。昨年の5月31日時点で見ますと、今43と言いましたけど40都道府県、473は286自治体でしたから、この1年間で約1.6倍もこの実施の自治体がふえています。確かに急激な高齢化の中での国民、市民にとってのこうした補聴器の必要性の高まりっていうのが非常に強く見てとれます。また、その内容を見ますと、一番安いところでは1万円というのがありますけども、これは先ほどの286の自治体の時点では4自治体しかありません。逆に、高額となりますと、東京都港区のように一件当たり13万7,000円というところもあります。人口別に見た全国的な実施状況というのでいきますと、中間市程度の人口であれば、大体年間100人前後の申請ではないかというふうに思います。いろんな自治体の人口とその予算を見た場合に、大体100人前後の申請を予定して予算を組んでるようにありますので、それでいきますと、中間市の場合、この予算——例えば10万円組んだ場合には1,000万円、これが全国的な平均の中で一番多い3万円ということになりますと、300万円程度でこれが実施ができるということです。

この補聴器の問題というのが、ただ耳の聞こえということだけではなくて、いろんな学会でも言われていますけども、認知症の予防という点でも非常にこれは重要視をされています。年金者新聞というのがありますけども、この記事では「加齢性難聴は認知症へのシ

グナル」という見出しでその重要性が指摘をされています。国会でも、日本共産党の小池晃参議院議員の質問に対して、介護保険の立場で認知症の総合支援の一つとして、難聴高齢者の早期発見と早期介入の取組が取り上げられて、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金というものの活用がここでは挙げられています。この中では、補聴器購入だけではなく、定期的な補聴器の調整機能や補聴器による社会参加率の調査費用にも活用するということが望ましいという形で言われています。実際、この補聴器は、ただ購入しただけではその活用に問題があり、専門家による調整機能も必要です。

昨年の掛田議員の質問への市長答弁でも、「認知症なままで備え支え合う」というスローガンのもと、認知症には市民と一緒に対応を行っている市です」というふうに堂々とこれが述べられていますので、そうであるなら、こうしたことは中間市としても特に力を入れて、この中間市でもそうした補助制度については、400、それちょっと言いましたけれども、それに追加して中間市でも実施してはどうかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

山本福祉支援課長。

○福祉支援課長（山本 竜男君）

加齢性難聴の方の聴力改善が認知機能の低下を緩やかにするなど、認知症予防につながるものと考えております。つきましては、加齢性難聴者への福祉サービスの充実を図れるよう、引き続き全国市長会を通じて国への助成制度創設の要望を継続しつつ、自主財源での助成事業についても各関係課と連携し、先進自治体の実施状況を踏まえつつ調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

田口議員。

○議員（7番 田口 澄雄君）

今の答弁でも特徴的なんんですけど、中間の場合は、周りに率先してこれをやろうっていうのが非常に弱いんですよね。国や近隣というのを自分としては後追いをするというか、全てに共通しているように私には見えます。これだけの自治体で今広がっているわけですから、乗り遅れることなく率先して実施してほしいと思います。

ただ金がかかるという、今は金がかかるという問題だけではなく、将来の認知症の対応としての予防にもなりますので、非常に大きな財政的な救いにもなるというふうに私は思うんですね。こうした良いことについては、周りがどうのこうのという議論の前に、もっと中間市として、中間がここまでやったっていう他市を追い越すような勢いでいろんなことをやっていくべきだと思います。

逆にそうした姿勢が、私は今みたいな後ろ向きの、市民にとってはやはり制限したような予算の使い方ではなくて、積極的にやることによって、かえって財政的にも豊かになれ

るような、そんな市になってほしいというふうに思います。

それでは、次に移りますが、エアコンの購入費の助成問題です。助成、助成というのが続きますけれども、近年、皆さんももう感じておられると思いますけど、この暑さというのは非常に異常です。背景には地球温暖化というのがありますけど、今、地球沸騰化という言葉にも置き替えられています。国際的には、パリ協定で2030年までに1.5度に抑えるということで動いてきたわけですけども、第1のアメリカや5番目ですか、日本は——こういった国が非常に後ろ向きなんですね。

結果的には、昨年既に1.55度を超えるました。2030年を待つことなく1.55度のところに来ているわけです。その勢いが去年から今年にかけての気象の変動に非常に目立つ形で出てまいりました。山火事は多いわ、渴水と思ったら今度は大洪水、そして、今も台風が鹿児島周辺で発生してみたり、ものすごい今気象変化が起こっているんですね。今年の6月見ても、国内の平均気温が2.34度も上回ってですね——1898年といいますから、明治以降行われてきた統計開始の数値から見ても、今、最高を示しています。

欧州の熱波で今年の6月から7月で温暖化によって死者数が3倍に増加し、国際司法裁判所は7月23日に「気候変動は緊急かつ存亡にかかる脅威であり、各国が対策をとる法的義務を持っている」という勧告的意見を出しました。地球温暖化の危機は生命の危機として目の前に今、切迫しています。

こうした状況を受けて、東京都では8月30日から高齢者や障がい者を対象に——それ非課税世帯ですけど、エアコンを購入する際に8万円の助成をする方針というのを明らかにいたしました。東京都では、熱中症により屋内で死亡した都内の住民のうち、エアコンを設置してなかつたり、設置していても使っていなかつた人が熱中症の8割を超えたということでございます。もはや、このエアコンの設置というのは人の命に関わる問題に転化をしています。命と暮らしを守ることを元来の任務とする地方自治体としても非常に重要な課題であります。

ところが、例えば生活保護を受けている世帯にもエアコンの補助というのが一応ありますけども、新規の保護開始か、受給中でも転居先にエアコンの設置がなされていないというときに限られています。保護受給中で例えばエアコンが壊れたという相談を受けましたけれども、そうした場合の対応というのは、どんなふうになるんでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

岩佐生活支援課長。

○生活支援課長（岩佐 剛君）

生活保護制度では、エアコンなどの日用品は、原則として保護費の範囲内で計画的に購入する必要があります。ただし、1、保護開始時に持っていない場合、2、災害で失ったが他の制度で支援されない場合、3、犯罪被害で安全確保のために転居し持ち合わせがな

い場合など、特別な事情があるときに限り購入費用の支給が可能です。

また、保護費での購入が難しい場合には、生活福祉資金貸付の利用も可能であります。

○議長（中野 勝寛君）

田口議員。

○議員（7番 田口 澄雄君）

生活保護の場合には、開始するときは基準額の半分以上の貯金があれば、それを使ってください、保護はダメですよという指導がなされますけども、保護が開始したら約6か月分はためて、それを使ってこうした家具を買ってくださいというそういう指導がなされております。かなり私は無理があると思うんですね。

実際、現在の物価高騰の中で、米の値段——米っていうのは皆さん食べるわけですけども、昨年度の倍近くなっていますし、今年の秋は先ほども言いましたけども、ものすごい数の物価の値上げっていうのが計画されています。こうした中で保護費をためて、それを使って家具什器を買えっていうそういう運用っていうのは、本当は実際には厳しいのではないかと思うんですね。こうした家具什器には、冷蔵庫やテレビ、洗濯機、炊飯器、その他考えられる電化製品ほとんどがそうなんですが、生活に必要なもので、今では不可欠のものが並んでいます。

こうしたこともあるって、東京都では、足立区で2021年から生活保護世帯だけではなくて、障がい者や非課税世帯を対象に、それと高齢者ですね、エアコンの設置補助制度をもう既に4年前から実施をしています。東京都がこれを参考にして、全体としての実施に今回踏み切ったようすけども、中間市としても、こういった施策の実施となる近隣の後追いが何にしても多いんですけども、こうしたことについては、やはり近隣に先駆けて、これを実施するっていう立場を、態度をこの際示したらどうかと思いますけど、その点いかがでしょうか。

○議長（中野 勝寛君）

山本福祉支援課長。

○福祉支援課長（山本 竜男君）

昨今の異常気象による夏季の熱中症リスクや冬季の寒暖差による体調不良は、障がいのある方や高齢者を抱える家庭において深刻な影響を及ぼしております。障がい者世帯や低所得世帯を含む、暮らしの基本となる住まいと生活環境の安定を維持するために、エアコンの購入支援を検討することは、地域共生社会の実現と健康、生活の質の向上に資する重要な施策であると認識しております。

購入助成制度について、導入に向けての基本方針、具体的な補助内容と条件、国の補助制度の外部資源の活用等について、他自治体の実施状況の情報収集を行うとともに、各部局と協議を図り検討してまいりたいと考えております。

○議長（中野 勝寛君）

田口議員。

○議員（7番 田口 澄雄君）

この問題については、今年はもう9月に入りまして少し涼しくなってきたので、来年の実施を目指してということにもなると思うんですけども、やはり、まだそれでもわかりませんからね、どこまで暑さが今年も続くかというのはわかりませんので、近隣がどうのこうのという前に、中間市の今の実態を見て早急な対応を私はすべきだと思います。

先ほど紹介しましたけど、足立区の人口なんですけど約70万人です。中間市の約18倍の人口なんですけども、ここの設置費用、予算が2,500万円ということです。単純に中間市に置き換えましても18分の1ですから、150万円程度の予算があれば、これは実施ができるということになります。

この中間市ですね、年間10数億円の今、財政調整基金をためています。令和元年度が1億3,000万円ですから、なんか70億円を超えて、そのペースもほとんど落ちていませんし、このままいくと100億に早晚達成するんじゃないかというふうに私は非常に関心を持って見ていて、ただ、こうしたエアコンのような問題っていうのは、中間市の財政がいくら豊かになっても、市民の命に関わる問題ですから、本当、私はこうしたところに市の力を注ぐべきだと思います。

盛んに、将来が将来がとお話されましたけども、かつて言われていた将来は今なんですね。これだけ物価が上がって、これだけ気象がおかしくなって、こんな異常事態な環境というのはありませんから、こういう環境に、やはり行政というのはきちんと対応してやるべき義務があるというふうに私は思っています。

また、エアコン設置を言っていますが、実は近頃の記事を見ますとね、設置しているところでも、この電気代の負担が大変だっていう——1万円、2万円のお金っていうのは、やっぱり生活保護の中から出すのは大変ですね。特に保護の捕捉率っていうのは15%から20%程度で、保護を受けていない保護以下の方々っていうのは非常に多いんですね。こうした方々のことも考えると、こうした電気代として直接補助するという方法もありますが、そのほか昨日も出ていましたけど、阿部議員のほうから出ていましたが、水道とか下水道の中間市が関わる、そうした公共料金の引下げだとか、あるいは、困窮した世帯の色んな減免制度——この減免制度っていうのは、何も法律がどうのこうの言う前に市長がやる気になればやれる内容ですから、こういったこともやはり考えて——昨日の市長の答弁がちょっと気になる言葉がありましたけど、「誰もが安心して暮らし、未来に希望を持てる中間市」っていう言葉が出ました。誰もが安心して暮らせる——この状況で誰もが安心して暮らせるのか、そして、今みたいに物価が上がっている中で希望を持てるのか。

そうであるならば、そこにやはり安心と希望を与えられるような、そんな市政運営を市

一丸となって、何もお金をためるだけではなくて、そうした現実に困っている人に手を伸べて、そしてそうしたことを含めて地域の活性化を図っていくという姿勢に、この際大きく切り替えることを求めて、私の一般質問を終わります。（発言する声あり）何か答弁がありますか。求めていませんけど。

○議長（中野 勝寛君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

先ほど来、議員のほうから市に対するいろいろな要望、そして現状、そして市民の皆様からの声を聞かせていただきました。ありがとうございます。

ただ、理解をしていただきたいのは、本市は、周りの動向を見てからやるとか、そういうことばかりやっているのではなくて、自主的にやっていることを、逆にぜひとも議員に理解をしていただきたくて、ちょっとだけ聞いていただきたいと思います。

ご存知のように、本市は、夏の悲惨なお子さんの事故を受けまして、中間市市民の生命を守る地域づくり条例というのを出しました。その中には、この熱中症対策のみならず、認知症、そして障がいのある方ない方、中間市に住んでいる皆さんのが、皆さん自体で、行政が主体的にやるのではなくて、市民全体が一つの団体として、お互いにやれることをやり、そして気づくことを気づいたら、自分たちの力で助け合おうじゃないかというような条例でございます。

先ほど、認知症のことを言わされましたけども、今月、世界アルツハイマー月間ということで、私もこういうふうにオレンジをつけさせていただいているが、これご存知だと思います。そういう意味で言うと、中間市におきましても「認知症なままで備え支え合う」というスローガンのもと、各市内で認知症対策に対するいろんな活動をやられていることは、多分、議員も承知だと思っております。そして、その活動にぜひ参加してください。それから、子どもたちの命を守るということで、先日、車内に取り残された子どもたちのお尻でクラクションを鳴らすという、そういうこともやりました。きっとご存知だと思います。

しかしながら、やっぱり私が思うのは、せっかく市民全体でやろうというふうに私たち行政側が例えれば言ったとしても、なかなか集まらない、これは市のPR不足だと言われるかもしれません。でも、今、議員のそういう常にアンテナを張って、市民の声を聞いていただけるような方が、たくさんいらっしゃるのであれば、こういった地域で誰か活動するときには、ぜひとも参加していただきたいなど。

そして、クーリングシェルターという言葉を聞いたことあると思います。この猛暑におきまして、余りにも暑さがひどいときには、民間を通じて、公共施設もそうですけども、どうぞ体の猛暑に対する大変なときはシェルターの中で休んでいってくださいっていうの

を数か所あったんですけども、これ職員から「市長、これじゃ足りないよ」ということで、また数か所追加するという、そういうことも職員やっております。

こういうことも、ぜひ皆さん、市民の皆さんに、私たちからだけではなく、議員の皆様からも地域の方々に声をかけて、「もし具合が悪くなったら中間市はこういった制度があるから使いなさいよ」って言っていたところで、常にこの導入のこの制度ですよね、助成金、助成金とあんまり言いたくないんですけども、中間市は市です。足立区とか、いろんな兵庫県とか、そういう大きなところとは違います。財政にも——我々歳入にも限りがあるところなんです。それが、その中で我々はどう工夫をして、どうやらなきやいけないか、これをやっていくのが私たちの使命です。お金がため込んであるから使えばいいじゃないかと、そういう簡単なものじゃないんですね。それは重々たぶん理解されていることと思っています。なので、お金ありきのものではなくて……。

○議員（7番 田口 澄雄君）

止めてください、これ以上。私の発言でまた最後締めますので。

○市長（福田 浩君）

よろしいですか。最後、締めてから締めてください。

ですので、私が理解をしていただきたいのは、先ほどから申されていることは、非常に重々分かっております。ですから、どうか、一緒に中間市をいい方向に持っていきましょう。

○議員（7番 田口 澄雄君）

ちょっとといいですか。答弁ですからね、聞かれたことに答えてほしいし、聞かれたことに意見があれば言ってほしいんですけど。今のはもう完全に別の世界で議論を展開しているよう私には思えたんですね。

そのことで言っていたら、また時間がかかりますので止めますけども、中間市が後追いしているっていうのは、具体的には子ども医療費とか就学援助の入学前支給とかですね、それとかやっていないことでは国保の法定外繰入とか、いろいろあるんですよね。

そして、限りある資源とか先ほど言いましたけど、日本全国見ても財政調整基金をこれだけのテンポでためている市はまずありませんし、金額で見ても、先ほど言いましたけど、財政標準額から見た場合に50%を超えてるのは、日本全国で1. 6%なんです。大体1, 700ぐらいの自治体で30ぐらいの自治体がこれを超えているんですけど、それは50%を超えてるのであって、70%を超え、それがさらにふえ続けているような自治体っていうのはあまり見られません。それをね、その限りある資源という言葉でやるのはちょっと違うと思うし、先ほど自助・共助・公助と言いましたけど、私は全てにわたって、自助という言葉を最初に使うというのは間違っていると思います。やはり公助なり、本当に力のない人には、みんなでそこを支援して、そして最後に自分の力で頑張ってください

という立場が、元来のこの地方自治の私は姿ではないかと思います。

この辺で、こういう議会の場でこういうやりとりがまた返ってきそうな感じですけど、してもね、もう時間が無駄ですから、もし議論したいのであれば、私控室にいますので、いつでも来て、そこで十分やりたいと思いますので、今日の一般質問については、これで終わりたいと思います。

○議長（中野 勝寛君）

この際、5分間休憩いたします。

午前11時06分休憩

.....

午前11時07分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

原口佳三議員。

○議員（10番 原口 佳三君）

公明党の原口佳三です。通告に従い一般質問を行います。

まず、はじめに、中間市の学童保育について伺います。学童保育は、子どもの健全な育成、保護者の子育てと仕事の両立支援、生活安定、学習習慣の定着、安全・安心な環境の提供、異年齢交流の促進、地域との連携などを目的とされて行っています。

まず、中間市の学童保育の実態を伺います。

○議長（中野 勝寛君）

松原こども未来課長。

○こども未来課長（松原 邦加君）

本市の学童保育クラブは、市内すべての小学校の敷地内に設置しております。開所時間は、平日は放課後から午後6時まで、土曜日や長期休業期間は午前8時30分から午後6時まででございます。

在籍児童数は、7月末現在で398人であり、内訳は1年生143人、2年生125人、3年生94人、4年生35人、5年生1人となっております。放課後児童支援員及び補助員は、児童数に応じて常時2人から5人程度を配置しております。

運営は、社会福祉法人、学校法人及び民間企業に委託して実施しております。子どもたちは、宿題や室内遊びをしたり、天気の良い日には運動場で遊んだりして過ごしております。また、長期休業中には、各学童保育クラブでイベントを催すなど、楽しく安全に過ごせる居場所づくりに取り組んでおります。

○議長（中野 勝寛君）

原口議員。

○議員（10番 原口 佳三君）

児童数、開所時間、どのように過ごしているかがわかりました。開所時間についてですが、保護者の方は仕事が終わってもすぐに帰れない、残業になることもあります。そんなときに延長して預かることができるようにならないのか、ほかの市町村では19時まで延長されているところもあります。中間市はどうなのか伺います。

○議長（中野 勝寛君）

松原こども未来課長。

○こども未来課長（松原 邦加君）

昨年度実施しましたこども計画策定のためのアンケート調査におきまして、保護者の皆様から「開所時間を延長してほしい」とのご要望をいただきいており、本市としてもその必要性を認識しております。

一方で、支援員の確保や物価高騰による運営経費の増加などの課題があるため、現時点では延長を実施することは難しい状況にございますが、保護者のニーズを踏まえ、今後も学童代表者会議等を通じて検討してまいります。

○議長（中野 勝寛君）

原口議員。

○議員（10番 原口 佳三君）

いろいろと課題があることがわかりました。引き続き、検討のほうをお願いいたします。

次に、児童についてですが、現在、学童保育を利用しているのは4年生までの児童が主と伺っています。ほかの市町村では6年生まで預かることがあると聞いています。中間市ではどうなのか伺います。

○議長（中野 勝寛君）

松原こども未来課長。

○こども未来課長（松原 邦加君）

本市の学童保育クラブは、制度上6年生まで入所可能となっております。しかしながら、施設面積や支援員の配置といった観点から、児童の安全を確保するためには受入可能人数に限りがあり、現状では低学年を優先していることから、高学年の受入れは制約がある状況でございます。

今後も、施設環境の改善や支援員体制の充実を図りつつ、可能な範囲で高学年の利用拡大について検討してまいります。

○議長（中野 勝寛君）

原口議員。

○議員（10番 原口 佳三君）

敷地面積や支援員の配置のため受入人数が制限されていることがわかりました。引き続き、検討のほうをお願いいたします。

学童保育は子育て支援に欠かせない場所であり、保護者が安心して預けることができる安全な場所でありますので、今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に入ります。住宅地における庭木について伺います。現在、住宅地の庭木が手入れもされずに大きく成長し、近隣に迷惑をかけている状況が見受けられます。また、電線や電柱に枝やツタが絡みついているのを見ることもあります。基本、所有者が管理するのが当然でしょうが、今日、空き地や空き家がふえてきており、何もせず放置されてしまっていることが考えられます。

中間市はこの状況を把握し対策を考えているのか、まず、空き地について伺います。

○議長（中野 勝寛君）

岡環境保全課長。

○環境保全課長（岡 和訓君）

空き地の場合には、環境保全課が「あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例」に基づき対応しております。市民からご相談があった場合には、現地を確認し、近隣に迷惑をかけているような管理が不適切な土地につきましては、土地所有者に通知等にて適正な管理を依頼しております。

なお、令和6年度の相談件数は、草刈りが77件で越境樹木が73件となっております。

○議長（中野 勝寛君）

原口議員。

○議員（10番 原口 佳三君）

次に、空き家についてお願いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

江藤都市計画課長。

○都市計画課長（江藤 新悟君）

近隣の方からの相談により、空き家敷地内の草木が繁茂し、隣家や隣地に越境していることが確認できた場合につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者を調査し判明した所有者に対して、敷地を含めた空き家の適切な管理保全を行うよう通知を行っております。

なお、令和6年度の相談件数は、草刈り及び越境樹木合わせて44件でございます。

○議長（中野 勝寛君）

原口議員。

○議員（10番 原口 佳三君）

続いて、草木が電線に触れたり巻き付いたりしているのを見ますが、危険性がないのか

伺います。

○議長（中野 勝寛君）

岡環境保全課長。

○環境保全課長（岡 和訓君）

電線に触れている庭木については、感電や火災の危険性がありますので、ご自分で剪定や伐採をされずに、電力会社へご連絡することを薦めております。

○議長（中野 勝寛君）

原口議員。

○議員（10番 原口 佳三君）

住宅地に草木が生い茂ることで景観を損なうことになりかねませんので、今後も対応のほうをお願いいたします。以上で一般質問を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時16分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第2. 第39号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第2、第39号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第4号）を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、大和永治総合政策委員長。

○総合政策委員長（大和 永治君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第39号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第4号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算の歳出につきまして、総務費におきましては、第52号議案で提案されている中間市市民会館の指定管理について、議決後、速やかに指定管理者の指定の期間を延長し、令和7年10月からの施設の管理を委託するに当たり、早期に施設管理委託料を支払う必要があることから、令和7年度下半期分の施設管理委託料として5,161万5,000円が計上されています。また、財源調整のため、財政調整基金積立金が9,834

万9, 000円減額されています。

教育費におきましては、第50号議案で提案されている中間市民図書館の指定管理及び第51号議案で提案されている社会体育施設の指定管理についても市民会館の指定管理と同様に、議決後、早期に施設管理委託料を支払う必要があることから、市民図書館の施設管理委託料に2, 492万円が、社会体育施設の施設管理委託料に2, 100万円がそれぞれ計上されています。

以上により、歳入歳出それぞれ81万4, 000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ192億596万5, 000円とするものです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第39号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、下川俊秀市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第39号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第4号）を議題とし、市民厚生委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入として、国庫支出金において、生活保護システムの改修費の財源として生活保護適正実施推進事業費補助金に81万4, 000円が計上されています。

次に、歳出として、民生費において、生活保護の生活扶助基準について、生活扶助の加算等が世帯人員一人当たり月額1, 000円から1, 500円に見直しが行われ、当面2年間、臨時の、特例的な対応として令和7年10月から実施されることに伴い、施行日までに生活保護システムを改修する必要があることから、生活保護システム改修費に162万8, 000円が計上されています。

討論において、「現在の物価等を考えると、1, 500円程度の生活扶助の値上げでは対処できないと思う。今後は、生活保護を受けている方の生活をさらに考えて対処することを求めて、意見を付して賛成する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第39号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。第39号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第4号）について反対意見を申し述べます。

まず、生活保護のシステム改修のことですが、10月から特例加算が一人当たりで月にして1,500円引き上げられます。保護費については、これまでの引下げが最高裁で違憲との判決が出ています。それに比べましても、まだまだ微々たるものですが、引上げであることを考慮して、この点については意見を付しての賛成といたします。

次に、反対の理由ですが、市民図書館の指定管理委託料の問題です。2008年6月の新教育基本法の中で、図書館法の一部改定がなされました。その中では附帯決議が出され、指定管理者制度の導入による弊害という指摘がなされています。そこで文部科学大臣の答弁では、指定管理が短期であるため、長期的視野に立った運営の問題や職員の研修や後継者の育成が難しくなることを挙げて、そうしたことが起こらないようにしていただいた上で導入をしていただくことが大事との発言が出ています。また、指定管理が図書館にはなじまないという指摘もこのときになされています。

そうした点で中間市の図書館運営を見ますと、平成30年のデータしかなかったんですが、その当時の決算では、11名の人物費総額が1,673万円、その他本社経費が599万9,109円となっています。これは確か、またふえていると思いますけれども、こうした低賃金では、国家資格の司書という資格を持った労働者が継続して勤務ができるとは思いませんし、非常に厳しい労働実態ではないかと思われます。また、最長で5年という契約期間にも問題があります。契約更新のたびにその勤務での職を失う、そんな可能性があります。委託元の事業主が、その場合は他の施設への転任をさせたりしても、中間市で培われたノウハウは、この中間市の図書館業務では活かされません。

図書館業務は、長期にわたる運営の中での中間市民の文化的資質や生きがいの創出につながる夢のある業務です。中間市の公務のノウハウとしての蓄積が独自に必要です。こうした指定管理者制度はやめて、元の公務労働に戻すことを求めます。また、その際には、経験のある現在の社員を優先的に採用することも考慮すべきだと思います。以上の点で、この予算案については反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第39号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、第39号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第 3. 第49号議案

日程第 4. 第50号議案

日程第 5. 第51号議案

日程第 6. 第52号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第3、第49号議案から日程第6、第52号議案までの公の施設の指定管理者の指定4件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、大和永治総合政策委員長。

○総合政策委員長（大和 永治君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第50号議案、第51号議案及び第52号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、第50号議案、公の施設の指定管理者の指定について（中間市民図書館）について申し上げます。

中間市民図書館の管理運営に係る指定管理期間が令和7年9月30日をもって満了することに伴い、指定管理者選定委員会で審議が行われた結果、引き続き、現在の指定管理者である株式会社図書館流通センターに指定が行われるものであります。

選定におきましては、同社は、安定した経営を行うための財政基盤と実績があり、公立図書館の指定管理を受託した経験が豊富であること、また、今後も民間企業のノウハウを活かした事業展開など、利用者サービスの向上が大いに期待できることから、公募によらず、同社が指定管理者の候補者として選定されております。

なお、指定期間につきましては、令和7年10月1日から令和9年3月31日までの1年6か月間となっています。

次に、第51号議案、公の施設の指定管理者の指定について（中間市体育文化センター

外 7 施設）について申し上げます。

中間市体育文化センター外 7 施設の管理運営に係る指定管理期間が令和 7 年 9 月 30 日をもって満了することに伴い、指定管理者選定委員会で審議が行われた結果、引き続き、現在の指定管理者である一般社団法人中間市スポーツ協会に指定が行われるものです。

選定におきましては、同協会は、これまでの地域密着型の運営に加え、指定管理の経験とノウハウを蓄積したことにより、従前より効率的かつ効果的な管理運営による事業効果が期待されることから、公募によらず、同協会が指定管理者の候補者として選定されております。

なお、指定期間につきましては、令和 7 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年 6 か月間となっています。

次に、第 52 号議案、公の施設の指定管理者の指定について（中間市市民会館）について申し上げます。

中間市市民会館の管理運営に係る指定管理期間が令和 7 年 9 月 30 日をもって満了することに伴い、指定管理者選定委員会の審議を経た結果、引き続き、現在の指定管理者である公益財団法人中間市文化振興財団に指定が行われるものです。

選定におきましては、同財団は平成 18 年度から当該施設の指定管理者として指定されており、この間、地域に密着した自主事業の実施や市民の教育文化活動の支援及び文化振興に寄与してきたこと、また、今後もこれまで以上に地域の活力を積極的に活かした管理運営による事業効果が期待されることから、公募によらず同財団が指定管理者の候補者として選定されております。

なお、指定期間につきましては、令和 7 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年 6 か月間となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第 50 号議案、第 51 号議案及び第 52 号議案は、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

#### ○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 49 号議案、公の施設の指定管理者の指定について（中間市さくらの里農産物直売所）の審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

中間市さくらの里農産物直売所の管理運営につきましては、指定管理の指定期間が令和 7 年 9 月 30 日をもって満了することに伴い、指定管理者選定委員会で審議が行われまし

た結果、引き続き、現在の指定管理者である一般社団法人新鮮市場さくら館に指定を行うものです。

選定におきましては、同法人が同施設を管理運営しており、施設使用料が約定どおり遅滞なく納入されている等の実績を総合的に判断しました結果、公募によらず、引き続き、同法人が指定管理者の候補者として選定されております。

なお、指定期間につきましては、令和7年10月1日から令和9年3月31日までの1年6か月間となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第49号議案は全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員（7番 田口 澄雄君）

第50号議案、公の施設の指定管理者の指定について（中間市民図書館）について、先ほどの第39号議案と同様の内容でありますので、ここで議論はしませんが、そういうことから反対をいたします。

なお、第49号議案、第51号議案、第52号議案につきましては、これは民間ではなく公的組織、しかも専門性を重視する立場から、このことについては反対をいたしません。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第49号議案から第52号議案までの公の施設の指定管理者の指定4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第49号議案、公の施設の指定管理者の指定について（中間市さくらの里農産物直売所）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告

のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第49号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第50号議案、公の施設の指定管理者の指定について（中間市民図書館）を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、第50号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第51号議案、公の施設の指定管理者の指定について（中間市体育文化センター外7施設）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第51号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第52号議案、公の施設の指定管理者の指定について（中間市市民会館）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第52号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第 7. 認定第1号

日程第 8. 認定第2号

日程第 9. 認定第3号

日程第10. 認定第4号

日程第11. 認定第5号

日程第12. 認定第6号

日程第13. 認定第7号

日程第14. 認定第8号

日程第15. 認定第9号

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第7、認定第1号から日程第15、認定第9号までの令和6年度各会計決算認定9件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております令和6年度各会計決算認定9件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の各常任委員会に付託いたします。

---

日程第16. 第40号議案

日程第17. 第41号議案

日程第18. 第42号議案

日程第19. 第43号議案

日程第20. 第44号議案

日程第21. 第45号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第16、第40号議案から日程第21、第45号議案までの令和7年度各会計補正予算6件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております令和7年度各会計補正予算6件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の各常任委員会に付託いたします。

---

日程第22. 第46号議案

日程第23. 第47号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第22、第46号議案から日程第23、第47号議案までの条例改正2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正2件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の各常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第24. 第48号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第24、第48号議案、中間市立小中学校学習者用端末の購入についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第48号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

---

#### 日程第25. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第25、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、森上晋平議員及び柴田広辞議員を指名いたします。

---

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前11時35分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 中野勝寛

議員 森上晋平

議員 柴田広辞